

法科大学院・法学部による国民への法教育の一手法

1 桐蔭横浜大学法学部・法科大学院

2 文部科学省の現代GP（一般GP）への応募

4月 申請提出 5～6月 書類審査 7月面接審査 8月採択 9月補助金決定

3 GP獲得は至上命令

戦略（1） 法学部の持ち味は何か？

- ・法廷が二つある 旧陪審法廷と現代式の法廷
- ・模擬裁判が単位付の授業として設置当初から実施している
- ・法科大学院がある（実務に通曉した教員）

戦略（2） 採択されるように変化球を考えろ！

・学生教育の新しい分野や、課外活動、ボランティアなどは競争率も高いし、法学部の枠組みでは目新しいものは難しい

4 地域密着の市民、高校生等を対象とした企画

「横浜地域における法の支配の貫徹」（村おこしや商店街の活性化だけではない）

「法廷」を外に持ちだそう。

*副次的に桐蔭の法学部のPRもできる。

5 裁判員制度に着目すれば、これは学問分野が異なる審査員でも重要性がわかっていただけるだろう。裁判員制度をキャッチにして、市民の法教育をという広がりのある展開をはらんでいるようにする。

6 内容紹介

7 今後の取組み

- ・計画実施についての見通し
- ・困っていること

1 まず、本学の出席者を紹介いたします。

2 まず、申請しました取組「裁判員候補者たる地域市民の法教育支援-参加型模擬裁判を通じた取組」の発想の原点から御話しします。

平成21年から運用が予定されている裁判員制度について、裁判員にたえうるだけの法教育を、はたして一般の市民は受けているのか、という問題意識であります。

裁判の基本的な構造やプロセス、法と裁判の関係、国民の司法への参加の義務などについて理解や知識について疑問があります。それは、マスコミでも報道されているように、裁判員に選ばれた場合の不安や恐れという面で、特に強調されていますが、このような不安をそのままにして裁判員制度が始まってしまった場合、社会的な混乱さえ生みだしかねないというリスクがあります。

そこで、大学法学部の役割として、学生に対する法学教育だけでなく、裁判員候補者たる市民に法教育を提供すべきであると考えたわけであります。

3 ところで、本学は横浜地裁から移築した旧陪審法廷と一般的な現在の模擬法廷の二つの法廷を持っています。法学部設置当初から模擬裁判を授業として導入し、また模擬裁判クラブにも力を入れてきました。

そこで、取組内容の第一は、出張して、身近な場所で模擬裁判を開き市民に参加していただくことです。裁判員制度の啓蒙活動として、ビデオ映画やパンフレットなどが公的に作成されており、これらも有益ではありますが、実際に、模擬裁判に参加するという経験を通じて、知識の定着がはかられ、市民の裁判員としての役割が理解されるのではないのでしょうか。ちなみに、かつて陪審法の普及の際にも、たとえば京大事件で有名な、滝川幸辰教授が農村地域の小さな集会にまで足を運んで、国民参加の意義を説いたそのひそみにならって、法学部のほぼ全スタッフが横浜地域各所でその意義を解説することを計画しています。この本学の地域密着型取組が全国的規模で広がっていくことを期待しています。

4 取組内容の第二に、この取組を支える教員、大学院生、学生を養成することあります。授業科目として「裁判員制度による模擬裁判」を新たに設置するとともに、取組の総合的な拠点として「研修センター」を法学部内に組織し、大学院生や学生、刑事系の法学部教員に限らずあらゆる法分野の教員も含め、研修を行い、そして取組の実行のための部門を研修センターに置きます。

5 取組内容の第三に、さまざまな経験、年齢、知識の異なる市民にそのニーズに見合った法教育、一方的な法教育ではないものを用意するために、全国的な面接調査および海外での法教育、特に市民の法教育の実情を把握し、これらの調査の分析や比較の成果に立って、どのような方法で法教育を提供すれば良いか、市民のニーズにあった法教育の提供に還元することを計画するものです。

6 これらの取組を実行するにたえるだけの本学は実績、人材がございます。

実績としては、たとえば昨年、横浜地裁の現職の裁判官に参加を願い、裁判員を一般市民から公募して、NHKと共同で裁判員制度の模擬裁判を行いました。今年の2月に2夜にわたり特別番組として放映されました。このほか、申請書の11頁以下に記載しているように授業とは別途に、公開模擬裁判を頻繁に開催しています。また、人材として、法科大学院の実務家教員の協力や支援が得られることになっています。

7 今後、日本でも、学校教育のなかで法教育を中学生段階から進めようとの取組が示されていますが、目前に迫った裁判員制度の運用のために、本学法学部は短い間に一般市民を対象として法教育に貢献する用意ができております。

8 よろしく御願ひもうしあげます。

(様式2)

1 大学・短期大学・高等専門学校の基本情報

(1) 大学・短期大学・高等専門学校の特徴(概要)

昭和63年、工学系単科大学として発足した本学は、平成5年に新たに法学部を設置し、平成9年に大学院法学研究科修士課程を、そして平成11年には博士後期課程を設置した。さらに、平成16年には法科大学院をスタートさせ、平成17年には、工学部から医用工学部を独立させ、現在、3学部5学科、大学院2研究科3専攻と法科大学院を擁する総合大学へと発展している。本学は、実務養成型教育、個の充実、開かれた大学、国際交流の4つを教育目標として掲げ、その実践を行っている。

法学部・法学研究科は、近代法学の祖であるサヴィニーの蔵書を基に、法理論の発展に関する研究において、日本における中心となるべく基礎法学研究に力を入れている。この研究は、本学西洋法史研究所を通じて学外にも開かれており、内外を問わず学外の研究者との共同研究も行われている。この点で、開かれた大学と国際交流という本学の教育目標を実践している。

また、高等法学教育機関としての使命を果たすべく実定法学教育にも重点を置いており、そのために、陪審法廷教室及び法廷教室の2つを備えている。そして、司法試験合格者を出す一方で、公務員や民間企業に多数の人材を送り込んでいる。このことは、法曹三者以外の法律専門家である社会人がさらなるスキルアップを目的として本学に多数入学し、再教育を受けていることから明らかである。この点において、実務養成型教育という本学の教育目標を実践している。

本学は、大学基準協会による平成16年度の相互評価ならびに認証評価において適合認定を受けたのみならず、改善勧告を受けなかった私立大学4校のひとつである。また、本学法科大学院も、去る3月に文部科学省の設置認可大学等の追跡調査の公表において改善指摘・勧告を受けることはなかった。これらの評価結果は、本学における教育体制が充実しており、その教育が実効的であることを客観的に示すものといえよう。(797字)

(2) 大学・短期大学・高等専門学校の規模（平成17年5月1日現在）

大学・短期大学・高等専門学校名		桐蔭横浜大学			
取組に該当する学部	学部等名、研究科等名 または学科名	学科(課程)数、 専攻数	収容定員数	在学学生数	専任教員数
	大学				
○	法 学 部	学科数 1	1,010	951	34
	医用工学部	学科数 2	75	85	28
	工 学 部	学科数 6	525	602	25
	大 学 計		1,610	1,638	87
	大学院				
	法学研究科	専攻数 1	26	44	1
	工学研究科	専攻数 4	66	76	3
	法務研究科	専攻数 1	140	148	26
	大 学 院 計		232	268	30

(3) 事業の実施期間中の組織改編等の予定

なし

(様式3)

2 取組について

(1) 取組の概要

本取組は、学生および市民に対して、裁判員としての任務を果たすに堪えうるだけの法教育を行うことを主たる目的とするものである。

すなわち、国民の司法参加を推進するため、平成21年5月までに、重大事件の刑事裁判において裁判員制度の運用が開始されることとなっている。しかしながら、この制度については、多くの市民の十分な理解が得られているとは言いがたく、むしろ、市民からの懸念や不安が表明されているのが現状である。そこで、本取組は、制度の運用開始に伴って裁判員として裁判に携わる可能性のある者に対して、模擬裁判への参加を通じての法教育を実施し、裁判員制度への理解を深め、将来自信を持って裁判員としての責務を果たしうる人材の育成を支援するものである。また、これによりわが国の法制度に対する市民の理解を深め、もって地域社会における法の支配を実現することを目的とするものである。

(対象地域：横浜市) (381文字)

(2) プログラムとの適合性

本学が本取組を実施するに至った背景として、本学法学部が開設以来、模擬裁判を通じた体感型法教育に力を入れてきた点が挙げられる。すなわち、本学法学部は、平成5年の開設以来、カリキュラムにおいて模擬裁判の講座を複数設け、学生に対して司法制度の運用を擬似体験するというかたちでの教育を実施してきた。

こうした教育の結果、模擬裁判を実施する学生サークルが結成され、年に10数回、一般向けに模擬裁判を実演している。

このように、本学法学部では、模擬裁判を通じた体感型法教育について多年にわたるノウハウが蓄積されており、これを、裁判員制度に対する国民の理解を深めるために利用できないかと考えるに至ったものである。

本取組を本学の理念との関連性という点から考察すると、以下のことがいえよう。すなわち、本学の教育目標としては、①個の充実、②実務養成型教育、③開かれた大学、④国際交流の4つが定められている。

そこで、本取組に関しては、実際に裁判員としての責務を果たしうる人材の育成を行うものである点で、②の実務養成型教育を行うものであり、本学学生のみならず一般市民をも対象とすることで、④の開かれた大学を実現しようとするものである。

本取組に対して、教職員は、全面的な支持を打ち出している。

すなわち、法学部には、今後の学部運営の有

り方を考える戦略会議が設けられているが、そこにおいて発表された中間報告においては、「模擬裁判の実施が頻繁に可能であるという利点を活かし、模擬裁判を実施する頻度を



模擬裁判公開時の傍聴席

きるだけ多くし、実践型教育、体感型教育を実現し、広報していく」方針が発表され、FDを通じて、法学部教員に周知・徹底されている。

職員については、これまでも、学長のリーダーシップの下、法学部の運営に対して全面的な協力を行ってきており、本取組の実施にあたっても特段変わることはないと思われる。



裁判員制度で行われた模擬裁判の公開。
中央3人が裁判官、左右6人が裁判員。

学生については、講座としての模擬裁判は人気を博しており、授業アンケートでは、模擬裁判という教育手法に対する好意的評価や、模擬裁判を通じて法に対する学習意欲が向上したとの感想が寄せられており、本取組に対しては、同様の評価が得られるものと思われる。

裁判員制度の普及については、現在、

政府、裁判所、弁護士会などによって、法律家による講演やシンポジウムの開催、模擬裁判劇の実演、その他の広報活動が行われている。しかしながら、これらはいくまでも、法律家を中心とした講演者または実演者からの受け身の情報獲得であり、知識習得として面が強いものであるといえる。また、模擬裁判に裁判員として参加することはあるにせよ、模擬裁判が実演されることがそれほど多くないことから、その体感型教育を中心に据えているとはいいがたいのではないと思われる。

これに対して、本学の取組は、必要最低限の前提知識について説明を行うものの、本学が多年にわたる模擬裁判授業によって蓄積してきた体感型法教育のノウハウに基づく、模擬裁判を中心に据えたものである点で、独創的なものであるといえよう。

なお、模擬裁判を行っている大学はいくつか存在するものの、ほとんどが学生のサークル活動の一環、あるいは演習のテーマとしてであり、学則に定められたカリキュラムとして行っている大学は全国でもそれほど多くないようである。また、法科大学院においては模擬裁判が行われているが、いずれも昨年度の開校にあわせて始められたものであり、まだ実績を積むには至っていないようである。

従来、大学における法学教育は、主として、講義を中心とした法的知識の伝達によって行われてきた。たしかに、こうした方法は制度の正確な理解に役立つ面はあるものの、模擬裁判を中心とする本学の取組における手法は、裁判を疑似体験することを通じて、制度に対する不安や誤解を取り除き、その理解を深めるのに役立つ点で、優れているものといえよう。



学外専門家による講評の様様

(3) 実現可能性（具体的な実施能力）



証人尋問に臨む高校生

本取組の実現目標としては、①本学法学部のカリキュラムとしての裁判員制度に関する講座を新設する、②本学研修センターにおける公開講座や市民大学などにおける講座を通じた一般市民による模擬裁判の実施などの教育指導を行う、③横浜市内に存在する中学校・高等学校における、中学生・高校生による模擬裁判の実施などの教育指導を行う、の3点が挙げられる。

この目標を実現するためには、第一に、本学法学部における専門科目である法律学を担当する専任教員を対象として、FD などにおいて、模擬裁判教育のノウハウを共有し、全員が等しく取組を担当できる体制を早急に確立する。この点、本学では様々なかたちで模擬裁判の指導にあたっている教員が10名程度存在し、模擬裁判に関しては、日常的に協力や情報交換などを行っている。また、本学法学部では、FD への教員の参加率がきわめて高いことから、ノウハウの共有は比較的容易かつスムーズに行うことができるものと思わ

れる。

第二に、今後、学外での教育指導を行うことを考えると、法律学担当の専任教員だけでは限界があるため、教員を手助けして教育指導を行うためのスタッフとなりうる人材を養成する必要がある。そのため、本学学生に対して、裁判員制度に関する特別講座を開設し、裁判員制度による裁判に通曉し、裁判員制度による模擬裁判の実施にあたって、教員を助けつつ指導を行うこともできる学生を育成する。この学生については、卒業後も社会において、裁判員制度の普及に貢献することが期待される。

講座の具体的な内容については、前提知識の説明のため、司法権と国民の責務、法曹論、刑事裁判手続、犯罪と刑罰などに関する講座を開講する。この講座は、本学の憲法学や刑事法学の専任教員が担当可能である。そして、中心としての「裁判員制度による模擬裁判(仮称)」講座を開講し、総合的な教育指導を行う。こちらは、上述のように、本学の法律学担当の専任教員のいずれもが担当可能である体制を整備する予定である。

第三に、学生スタッフの養成により、教員と学生による指導体制が整備されれば、平成21年5月までの裁判員制度の運用開始が迫っていることもあり、近いうちに裁判員となる可能性の高い、一般市民を対象として、本学研修センターにおける公開講座や市民大学などにおける講座を通じた一般市民による模擬裁判の実施などの教育指導を行う。この段階において、学生は、自ら教えることをも通



大学生と市民からなる原告チーム

じて、さらに裁判員制度に対する理解を深めることが期待される。

これらの講座の運営は、専任教員と学生スタッフによって行うものとする。講座の開設にあたっては、学内で統一教材を作成し、講座の運営にあたる教員・スタッフがそれを利用することで、教育内容の平等を実現する。模擬裁判用の教材の作成については、多年のノウハウがあり、特に問題とするものではない。

第四に、横浜市において、将来、裁判員となるべき中学生・高校生を対象として、生徒による模擬裁判の指導を行う。この指導は、本学の施設を利用して行うほか、中学校・高等学校へ出張しても行う予定である。指導内容としては、講義ではなく、生徒が模擬裁判を行うのを側面から支えるものとする。これは、体感によるイメージ形成を通じて制度理解を深めることを目的としたものである。

中学生や高校生を指導するという点について、本学法学部は、過去多年にわたり、桐蔭学園の中等部及び高等部における LAW 倶楽部という課外活動の指導を行っており、そこで得られたノウハウを応用することが可能であると思われる。

なお、裁判員制度による模擬裁判の実施に関し、昨年12月に、NHK と共同で、裁判員制度の導入に向けた特別番組を作成し、本学は模擬裁判ドラマの実演に協力している。そして、この番組は二晩にわたって放映された。

以上、人的側面について、本学の取組実施能力についてみてきたが、物的側面からも、本学の取組実施能力について説明しておく。

本学には、現実には多くの裁判所で利用されている法廷形式に則った法廷教室と、横浜地方裁判所内に設置されていたものを移築した陪審法廷の二つが存在し、いずれにおいても、過去何度も模擬裁判を実施している。

法科大学院の開設に合わせて法廷教室を設置する大学が増加しているが、複数の法廷を有する大学はほとんどないようであり、この点でも本取組を実現する能力の大きな裏づけとなるものと思われる。

最後に、本学の教育に関しては、昨年実施された大学基準協会による相互評価の結果、勧告なしとされた10校に本学が含まれていることから、客観的に高く評価されている。

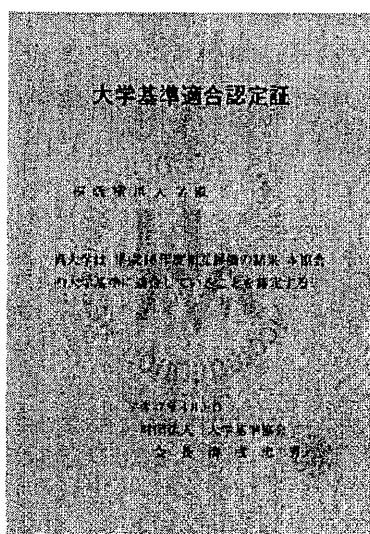
(4) 教育の社会的効果等



裁判官役の大学生、高校生、父母たちを囲んで

この取組実施の教育効果としては、体感型教育に重点をおいた教育プログラムを確立することで、とかく講義中心で知識習得に偏っているといわれる法学部における教育の改善に貢献することが考えられる。すなわち、学生が生きた法学教育を受けることで、学問の楽しさを知り、真に社会で実用に堪えうる法的知識・経験を習得することを可能にするものである。

また、裁判員制度の普及はわが国の司法制度改革にとっては重要な課題でありかつ急務である。もっとも、現在行われている



大学基準適合認定証

その普及活動には限界があるようである。そこで、高等教育機関である大学がその担い手となることが望ましいものと思われる。モデルである本学の取組が成功すれば、法学教育を謳う他大学においても同様の取組が行われることが期待され、全国の多くの大学においてこの取組がなされることで、裁判員制度が普及し、もって、わが国司法の課題である国民の司法参加に貢献するものと思われる。

(5) 評価体制等

本取組に対する学内の評価体制は、学生向け講座においては、既に制度化されている学生に対する授業アンケート

を実施し、それに基づいて自己評価・自己点検を行う。また、一般市民を対象とした講座や中学生・高校生に対する指導においても、アンケートを行い、自

己評価・自己点検を行う。

それと同時に、アンケート結果については全体の集計を行い、それに基づいてFDを開催し、フィードバックを通じた教育内容の改善を共同で図っていく予定である。

さらには、各講座は随時運営状況を法学部戦略会議に報告するものとし、法学部戦略会議において、大学の戦略との整合性を検討し、必要に応じて勧告等を行っていく予定である。



傍聴人(見学者)との質疑応答

(様式4)

3 取組の実施計画等について

(1) 全体スケジュール

以下の各項目を、3年以内に達成するものとする。

- ①学内の体制整備—全教員を対象とした模擬裁判実施のための教育訓練を実施し、具体的カリキュラム内容についての全体検討及び編成を完了後、a) 法学部カリキュラム内での模擬裁判を通じて学生教育を実施し、後記研修センターの学生スタッフ育成を図る、b) 学内に、大学教員、学生、高等学校・中学校教員及び生徒により組織される常設の研修センター（仮称）を設置し、本プログラムの実施と広報を主管させる。なお大学は、関連資料及び施設の整備、運営のための費用を支出し、順次この整備を図る。
- ②裁判員制度による公開模擬裁判の実施と拡大—初年度後期から、学外（横浜市内）を開催場所とする公開模擬裁判を、2ヶ月ごとに実施する。なお、FD並びに後記市民向け公開講座でのヒアリング及びアンケート、国内・外の調査結果をもとに、逐次その質的拡充を図るものとする。また、模擬裁判実施に関する学外への協力を恒常的に提供できる体制を確保する。3年以内に達成すべき当面の目標として、本学外の高等学校及び中学校の協力校を複数得て、同校での公開模擬裁判実現のための支援をする。
- ③市民講座—公開模擬裁判と別に、市民向けの公開講座を実施する。ただし、内容は公開模擬裁判と連動させ、国内外の専門家によるシンポジウムを開催し、裁判員制度の周知と、諸外国の取組と問題点等について市民への情報提供をおこなう。
- ④国内視察及び海外視察の実施—司法への市民参加と法教育の実態を調査し、計画に反映させるため、上記研修センターの構成員による国内外への視察を、年1回を目処に実施する。
- ⑤学外法曹及び実務家の招へいと連携強化—上記公開模擬裁判及び公開講座実施のため、国内外から専門家を招く。同時に、学外組織との連絡を強化することで、可能な限り、本計画への組織的協力を得られる体制づくりに努める。3年以内に達成すべき当面の目標として、国内各自治体や弁護士会等のおこなう市民向け公開講座等を、研修センターが共催で実現するものとする。

(2) 各年度のスケジュール

・平成17年度

前期は教員による模擬裁判指導体制を確立する。FD や勉強会を通じて教育能力を充実させるとともに、取組実施のための組織体制を確立する。

後期から、教員全体でカリキュラム内容の検討及び教材の作成を行うとともに、関連書籍の収集を行い、公開の模擬裁判に向けた設備機器の整備を行う。

取組の実施内容として、大きく分けて、裁判員制度の模擬裁判を市内各所でホール等を借りて実施することと、市民を対象とした裁判員制度を中心とした法教育を市内各所のホール等を借りて実施することである。いずれも、中心部だけに偏らず、一箇所に限定せず、交通の便の良い各所で行う。

公開（出張）模擬裁判については、17年度後期に市内で3回実施する。模擬裁判資料の印刷、開催ポスターなどを用意し、できるだけ多くの市民の参加を得て、分かりやすい模

擬裁判を提供する。

法教育については、次のような計画を立てている。

まず、市民講座を3回開き、市民の認識状態や問題点を把握することにつとめる。また、市民向け公開講座（研修プログラム）の成否の鍵を握る実地調査を幅広く行う。国内では高等裁判所管轄地域を対象とし、17年度については、大阪高等裁判所および札幌高等裁判所の管轄区域における裁判員制度の周知度をはかる実地調査（面接調査）を行う。

次に、アメリカ合衆国の陪審制度についての市民教育および学校教育の現状を調査し、資料を収集する。

さらに、陪審制度と市民の法教育との関連で、アメリカの専門家を招へいし、シンポジウムを開き、また、市民講座にも参加していただき、市民にアメリカとの比較という視点を提供する。

・平成18年度

前期から、法学部のカリキュラムとして、学生向けの講座を開始する。講座は半期の2単位講座とし、半期で裁判員制度に関する知識を習得するとともに、指導に関するノウハウも身に付けさせ、スタッフとして養成する。

後期からは、本学に研修センターを設置し、教員、学生、高校生などと一体化した組織を立ちあげる。研修センターは、関連書籍の収集を行い、17年度の取組実施の自己評価をしたうえで、問題点の修正をはかりつつ、17年度に続いて、一般市民向けの公開（出張）模擬裁判(6回)および公開講座（研修プログラム）(6回)を拡大実施する。17年度と同様に準備のための模擬裁判資料印刷やポスター作成などを準備して実施する。そして、弁護士会や自治体における市民大学・その他研修プログラムにおいて、講座を開始する準備を行う。

なお、実地調査を引き続き行い、国内では、広島高等裁判所および仙台高等裁判所の管轄区域での面接調査を行うとともに、ドイツの参審制度と市民の法教育との関連を調査し、ドイツの専門家を招へいし、シンポジウムを開催し、市民にドイツとの比較という視点を提供する。

・平成19年度

引き続き、本学研修センターをベースにして、関連書籍の収集を行いつつ、18年度の取組内容を総括したうえで、締めくくりとして、本学と地理的に近接している横浜市青葉区、都筑区、緑区、港北区に所在する中学校・高等学校を対象とし、出張しての、学生および高校生徒による模擬裁判実施支援を行う。

また、市民を対象とした公開（出張）模擬裁判(6回)および公開講座（研修プログラム）(6回)を実施する。

なお、実地調査を引き続き行い、国内では、高松高等裁判所および福岡高等裁判所の管轄区域での面接調査を行うとともに、外国では、北欧（スウェーデンを予定）の市民関与の実態と市民の法教育とを調査し、専門家を招へいし、シンポジウムを開催し、市民に北欧との比較という視点を提供するとともに、総括的な市民の法教育の比較を行うこととする。

(様式5)

3 データ、資料等

資料1 公開模擬裁判実施実績

(近時の実績として、平成15年9月以降の公開模擬裁判を列挙した。場所はすべて桐蔭学園陪審法廷である。出演者数に、技術スタッフおよび傍聴人として参加した者の数は含まない。詳細は大学ホームページ内 <http://www.cc.toin.ac.jp/sc/mogisaiban/> において公表している。)

平成15年9月28日(日)「コンビニ窃盗被告事件」講評 法学部教員
(日本テレビによる取材を受け、平成15年11月6日「きょうの出来事」にて放送済み)
出演者20名(大学生4名 高校生16名)

平成15年9月28日(日)「ハンドバッグ強盗致傷被告事件」講評 法学部教員
出演者11名(大学生11名)

平成15年11月22日(土)「コンビニ窃盗被告事件」講評 法学部教員
出演者19名(大学生5名 職員1名 高校生10名 高校父母2名 中学生1名)

平成15年11月29日(土)「故障自転車損害賠償求事件(PL法)」講評 法学部教員
出演者16名(大学生4名 高校生9名 高校教員1名 高校父母1名 中学教員1名)

平成15年12月13日(土)「ハンドバッグ強盗致傷被告事件」講評 法学部教員
出演者23名(大学生7名 高校生4名 学外高校生12名)

平成16年3月27日(土)「コンビニ窃盗被告事件」講評 法学部教員
出演者7名(大学生3名 学外大学生2名 学外高校生2名)

平成16年4月17日(土)「ハンドバッグ強盗致傷被告事件」講評 法学部教員
出演者11名(大学生11名)

平成16年5月15日(土)「故障自転車損害賠償求事件(PL法)」講評 法学部教員
出演者10名(大学生6名 大学院生1名 法学部教員1名 学外小学生2名)

平成16年6月26日(土)「交通死亡事故損害賠償請求事件(使用者責任)」
講評 学外専門家
出演者13名(大学生6名 大学院生2名 高校生4名 学外専門家1名)

平成16年7月17日(土)「セレン殺人等被告事件」講評 法学部教員
出演者11名(大学生4名 大学院生1名 法学部教員1名 高校生5名)

平成16年9月11日(土)「医療過誤損害賠償請求事件①」講評 学外専門家
出演者9名(大学生3名 高校生4名 中等教育生1名 学外専門家1名)

平成16年9月18日(土)「医療過誤損害賠償請求事件②」講評 法学部教員
出演者13名(大学生2名 大学院生1名 高校生8名 中等教育生1名 高校父母1名)

平成16年9月26日(日)「医療過誤殺人被告事件」講評 法学部教員
出演者12名(大学生2名 法学部教員1名 高校生7名 中学生2名)

平成16年9月26日(日)「医療過誤損害賠償請求事件③」講評 法学部教員
出演者9名(大学生3名 法学部教員1名 高校生3名 中等教育生2名)

平成16年10月30日(土)「自然の権利訴訟①」講評 法学部教員
出演者8名(大学生3名 大学院生2名 高校生2名 学外専門家1名)

平成16年11月20日(土)「自然の権利訴訟②」講評 法学部教員
出演者7名(大学生4名 法学部教員1名 高校生2名)

平成16年11月27日(土)「裁判員制度による殺人未遂被告事件」講評 学外専門家
(NHK総合による取材を受け、平成17年2月12日および13日「NHKスペシャル
21世紀日本の課題」にて放送済み)
出演者23名(大学生2名 高校・中学父母12名 学外専門家5名 学外一般4名)

平成16年12月11日(土)「プレゼント袋強盗致傷被告事件」講評 学外専門家
出演者7名(大学生4名 高校生2名 学外専門家1名)

平成17年1月22日(土)「覚せい剤取締法違反被告事件」講評 学外専門家
出演者10名(大学生8名 高校生1名 学外専門家1名)

平成17年2月19日(土)「故障自転車損害賠償求事件(PL法)」講評 法学部教員
出演者10名(大学生6名 大学院生1名 高校生3名)

平成17年3月26日(土)「スキー接触事故損害賠償請求事件」講評 学外専門家
出演者7名(大学生5名 学外専門家1名 学外一般1名)

平成17年4月23日(土)「危険予防設備請求事件」講評 法学部教員
出演者8名(大学生5名 大学院生1名 高校生2名)

資料2 学外協力者(アドバイザー)一覧(50音順)

(資料1の公開模擬裁判に出演、講評、資料提供して下さった方のみを挙げた。)

鮎田実(法務省矯正研修所東京支所講師)、荒居詩織(保健師(品川区))、梅野智子(神奈川銀行)、小野仁司(弁護士(横浜))、勝亦啓文(神奈川県横浜労働センター民間相談員)、菅野忠(税理士(横浜))、玄一生(写真家(日本写真家協会会員))、先本英雄(山口地方裁判所書記官)、竹内公一(医師(自治医科大学講師))、竹内和世(医師(順天堂大学麻酔科))、



平澤隆徳(不動産鑑定士(財団法人日本不動産研究所))、三浦修二(土地家屋調査士(横浜))、光本裕美(司法修習生)、矢澤洋之介(ジブラルタ生命)、矢内とし美(司法書士(横浜))、山田孝彦(アリコジャパン)

評議の様様(中央3人が裁判官、左右6人が裁判員)

平成16年11月27日